

豊見城市ホームページ広告掲載要項

令和4年2月2日総務企画部長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、豊見城市（以下「市」という。）が管理する豊見城市ホームページ（以下「ホームページ」という。）を活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ホームページに民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源の確保及び生活情報の提供による市民サービスの向上並びに地域の活性化の推進を目的とする。

(広告掲載の要件等)

第3条 ホームページに掲載する広告はバナー（ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する役割をもつ画像）広告で、公平性及び中立性を保ち、利用者に対し不利益を与えないものとし、豊見城市バナー広告掲載基準（以下「バナー広告掲載基準」という。）に基づき掲載の可否を決定する。

2 掲載する広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は原則として次のとおりとする

大きさ	縦 70 ピクセル×横 182 ピクセル
形式	GIF・JPEG（アニメーション GIF、フラッシュ、Java、JavaScript の使用は不可）
データ容量	8 KB 以下
その他	画像の分割不可 事業者名を ALT 属性として設定（例） 広告：〇〇株式会社

(広告主及び掲載広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、市が公募等により広告主(市ホームページへの広告掲載を希望する者をいう。以下「申込者」という。)を募集する方法又は当該業務の取扱いを希望する者(以下「広告取扱業者」という。)との契約により行うものとする。

(広告の掲載申込み)

第6条 申込者が広告掲載を申し込むときは、市が指定する日までに、豊見城市ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して本市へ提出しなければならない。ただし、継続して広告掲載を申し込むときは、業務内容等に変更がない場合に限り、添付書類を省略することができるものとする。

- (1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)
- (2) 掲載しようとする広告案

(広告主及び広告内容の選定、審査及び決定)

第7条 市長は、第3条に基づき掲載の可否を決定し、その結果を申込者に、豊見城市ホームページバナー広告掲載許可・不許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最長12月とする。

(広告の掲載料)

第9条 広告の掲載料金は、市が広告主を募集する方法による場合は、月額8,000円(税別)とし、当該業務の取扱いを希望する広告取扱業者との契約による場合は、広告取扱業者との契約により決定する。

(広告原稿の作成及び広告内容の責任)

第10条 広告原稿の作成費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告及びリンク先ホームページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 11 条 市長は、広告主又は広告内容が、次の各号のいずれかに該当するとき
は、広告掲載の決定を取り消しの上、豊見城市ホームページバナー広告掲載決
定取消通知書（様式第 3 号）により申込者へ通知する。

- (1) この要項又はバナー広告掲載基準に違反したとき
- (2) ホームページの更新に支障があるとき
- (3) その他市長が掲載を適当でないと認めたとき

(広告掲載料等の納入)

第 12 条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、市の発行する納付書により
指定する期日までに広告掲載料金を納入するものとする。

- 2 本市へ既納の広告掲載料は、還付することができないものとする。ただし、
本市の都合により広告の掲載ができなくなったときはその限りでない。

(適用除外)

第 13 条 広告取扱業者との契約により広告掲載を行う場合においては、第 12
条の第 1 項の適用はしない。

(その他)

第 14 条 この要項に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は別に定
めるものとする。また、この要項に定める事項に疑義が生じた場合、と十分に
協議し連携を図るとともに、民間企業等の広告を掲載することに関して円滑
な運営に努めるものとする。

附則

この要項は、平成 26 年 11 月 18 日から施行する。

附則

この要項は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この要項は、令和 4 年 2 月 2 日から施行する。